

官報

號外 昭和十八年十月二十八日

○第八十三回 貴族院議事速記録第二號

昭和十八年十月二十七日(水曜日)午後一時
十五分開議

議事日程 第二號

昭和十八年十月二十七日 午後一時開議

第一 工業所有權法戰時特例案(政府提出)

第一 論文ノ續(委員長報告)

第二 兵役法中改正法律案(政府提出)

委員會

委員長 伯爵松平 賴壽君 報告ヲ致サセマス

(寺光書記官朗讀)

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經ナルモ參照
ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ徵フ〕

昨二十六日本院ニ於テ可決シタル陸海軍ニ

對スル感謝決議文ハ即日之ヲ陸軍大臣及海

軍大臣ニ送致セリ

同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ
氏名左ノ如シ

豫算委員會

委員長 伯爵林 博太郎君 副委員長 男爵矢吹 省三君

工業所有權法戰時特例案特別委員會

委員長 伯爵高橋 是賢君 副委員長 男爵肝付 兼英君

陸軍省所管事務政府委員 陸軍主計大佐 遠藤 武勝君 海軍省所管事務政府委員

防空法中改正法律案特別委員會 委員長 伯爵二荒 芳德君

兵役法中改正法律案特別委員會 委員長 伯爵溝口 直亮君 副委員長 男爵井田 磐楠君

裁判所構成法戰時特例中改正法律案特別
委員會 委員長 伯爵酒井 忠正君 副委員長 男爵伊江 朝助君 同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

工業所有權法戰時特例案可決報告書

同日議員ヨリ左ノ質問 主意書ヲ提出セリ

國語ノローマ字綴リ方統一ニ關スル質問
主意書(田中館愛橘君提出)

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第八十三回帝
國議會政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受

領セリ

内務省所管事務政府委員 内務書記官 友末 洋治君

工業所有權法戰時特例案特別委員會

委員長 伯爵高橋 是賢君 副委員長 男爵肝付 兼英君

陸軍省所管事務政府委員 陸軍主計大佐 遠藤 武勝君 海軍省所管事務政府委員

本日各部ニ於テ常任委員ノ補闕選舉ヲ行ヒ
シニ其ノ結果左ノ如シ

第二部

豫算委員吉田茂君ノ補闕トシテ東郷茂

男爵大藏公望君當選

第五部

豫算委員吉田茂君ノ補闕トシテ東郷茂

男爵大藏公望君當選

第六部

豫算委員吉田茂君ノ補闕トシテ東郷茂

男爵大藏公望君當選

遠藤柳作君當選

第七部

豫算委員柴田善三郎君ノ補闕トシテ當

間重民君當選

第八部

豫算委員河原田稼吉君ノ補闕トシテ藤

沼庄平君當選

第九部

豫算委員横山助成君ノ補闕トシテ下村

宏君當選

本日左ノ質問主意書ヲ政府ニ轉送セリ

國語ノ「ローマ」字綴リ方統一ニ關スル質

問主意書(田中館愛橘君提出)

○議長(伯爵松平 賴壽君) 是ヨリ本日ノ會

議ヲ開キマス、御報告ヲ致シマス、議長ハ、

昨日全會一致ヲ以テ可決セラレマシタ勅語

奉答書ヲ携ヘマシテ、本日午前十一時參内

致シ、鳳凰ノ間ニ於キマシテ拜謁ヲ賜リ、

御前ニ於テ奉答書ヲ朗讀ノ上捧呈致シマシ

タ、然ル處、重ネテ 勅語ヲ賜リマシタ、
是ヨリ 勅語ヲ捧讀致シマス

(總員起立)

(同敬禮)

○議長(伯爵松平 賴壽君) 是ヨリ議事日程
ニ移リマス、日程第一、工業所有權法戰時
特例案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長
報告、委員長高橋子爵

工業所有權法戰時特例案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及
報告候也

昭和十八年十月二十六日

委員長 子爵高橋 是賢
貴族院議長伯爵松平 賴壽殿

(子爵高橋是賢君演壇ニ登ル)

○子爵高橋是賢君 只今上程ニナリマシタ
工業所有權法戰時特例案、特別委員會ニ於
ケル審議ノ經過並ニ其ノ結果ヲ御報告申上げ
マス、本委員會ハ、昨二十六日本會議散會
後、直チニ正副委員長ノ互選ヲ行ヒ、引續
キ會議ヲ開キ、井上技術院總裁及中村特許
局長官ヨリ、概要次ノヤウナ提案理由ノ御
説明ヲ聽取致シマシタ、即チ、今ヤ我國ハ
戦力增强ニ總力ヲ集中シ、以テ聖戰完遂ニ
邁進致サネバナラヌ秋ニ於テ、科學技術ノ急
速且飛躍的向上發展ヲ圖ルコトガ最モ緊要
デアルノデアリマス、之ガ爲ニハ、發明考案
ノ指導獎勵並ニ之ガ活用促進ガ必要デア

ル、然ルニ從來特許法等ニ於キマシテ、其

ハ、特許審査期間ヲ出來得ル限り短縮スル

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會

(伯爵溝口直亮君演壇ニ登ル)

ノ審査竝ニ審判ノ制度ニ付テ各種ノ慎重ナル法的手續が規定サレテアル爲ニ、相當長

期間ヲ要シマスルノデ、迅速ニ之ヲ處理シテ戰力増強ニ即應スルコトヲ得ザル憾ミガアルノデアリマスノデ、是等手續ヲ簡捷化シマシテ、其ノ處理ヲ速カナラシメムトス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

○伯爵溝口直亮君 只今ヨリ本委員會ノ經過竝ニ結果ニ付テ御報告ヲ申上ダスマス、委員會ヲ進メルト云フ風ナ重點主義ヲ採ルガ爲ニ、

アルノデアリマスノデ、是等手續ヲ簡捷化シマシテ、其ノ處理ヲ速カナラシメムトス

平均致シマシテ、今迄ノ約六割ノ能率ガ増進サレル見込トノ御答デアリマシタ、又一委員ヨリ、萬國工業權保護同盟條約トノ關係ニ付御質問ガアリマシタガ、政府ハ、同

○議長(伯爵松平賴壽君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本委員會ノ選舉ヲ終リ、續イテ陸軍次官ヨリ提案ノ説明ヲ伺ヒマシテ、續イテ質疑ヲ終リマシテ、討論ニ

的確ナル運營ヲ期セムトスルモノデアリマス、之ガ本案提出ノ理由デアリマス、本法案ハ七箇條アリマスルガ、其ノ骨子ト致シマスル所ハ、次ノ三點ニ歸スルト存ズルノデアリマス、其ノ第一點ハ意匠登錄ノ停止、

違反トハナラスト云フ御見解ヲ述べラレタノデアリマス、ココデ質問ヲ打切りマシテ、討論ニ入リマシタ處、何等發言モナク、採決ノ結果、全會一致ヲ以テ原案ヲ可決致シタ次第デゴザイマス、簡單デアリマスガ、

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 本委員會ノ第三讀會開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ハゴザイマセヌカ

第二點ハ審査竝ニ審判ノ手續ヲ簡捷化、第三點ハ審査及ビ審判ヲ二審判ト致スコトデアリマス、次イデ中村特許局長官ヨリ逐條的ニ詳細ナル説明ヲ聽取致シマシタル後、審議ニ入りマシテ、委員諸君ト政府トノ間ニ質問應答ガ重ネラレタノデアリマスルガ、

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 本委員會ノ第三讀會開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ハゴザイマセヌカ

既ニ出願中ニ屬スルモノハ却下サレルノデアルカト云フ質問ニ對シテ、政府ハ、本法施行前ノ出願ニ係ルモノハ却下セザル旨ノ御答ガアリマシタ、又一委員ヨリ、本案ノ

○議長(伯爵松平賴壽君) 本委員會ノ第三讀會開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 諸君皆上ゲタイト存ジマス、先づ陸軍次官カラ御説明ニナリマシタ此ノ提案ノ理由デゴザイマス、此ノ改正ハ大體四箇條

デゴザイマス、其ノ中ノ第一ハ服役年限ノ延長デアリマシテ、從來一般兵員ノ服役年限ノ終期ハ滿四十歲迄デアリマシタガ、戰

局ノ進展ニ伴ヒマシテ、軍ノ要員、就中物殊ノ技術關係ノ要員等ノ充足ニ遺憾ナカラシムガ爲ニ、之ヲ約五年間延長スル共ニ、服役滿了ノ日ハ、滿四十五年ニ滿ツル

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第二、兵役法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長溝口伯爵

兵役法中改正法律案右可決スヘキモノナリト議決セリ仍テ及

○議長(伯爵松平賴壽君) 報告候也

○議長(伯爵松平賴壽君) 告白

○議長(伯爵松平賴壽君) 本委員會ノ第三讀會開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 本委員會ノ第三讀會開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本委員會ノ第三讀會開

タニ臺灣ニ徵兵制ヲ施行スルコトデアリマシテ、此ノ聖戰開始以來、戰局苛烈ナル方面ノ戰場ニ於キマシテモ、軍屬ノ身分デハアリマスガ、第一線將兵ニ伍シテ直接作戰ニ挺身寄與致シマシタル所ノ臺灣同胞ノ殉忠ノ赤誠ニ應ズルト共ニ、國防上所要ノ要モノデアリマス、第三ハ、戰時又ハ事變ニ際シ其ノ他殊ニ必要アル場合ニ於テハ、現役兵ノ入營ヲ延期シ又ハ歸休セシメムトスルモノデアリマス、曩ニ軍ノ要員取得ノ必要ニ基キマシテ、學徒ヲシテ速カニ現下決戰ニ參與セシムル爲ニ、在學徵集延期ハ之ヲ全面的ニ停止セラレタソデアリマスガ、醫科又ハ理工科等ノ一部ノモノハ、全般ノ狀況ノ許ス範圍ニ於テ、其ノ課程修得ノ必要ノ期間修學ヲ繼續セシメル爲ニ、徵集シ活用シテ、所望ノ期間ニ所望ノ兵員ニ對シ更ニ其ノ時期ヲ延長セシムル必要ガアリマス、尙又部隊ニ於ケル教育力ヲ最大限ニ即應セシムガ爲ニ、適時現役兵ヲ歸休セシメ又ハ其ノ入營ヲ延期セムトスルモノデアリマス、第四ハ、兵員ノ配賦、徵兵検查セシメムトスルモノデアリマス、從來徵集人員ノ比較的少ナカッタ頃ニハ、徵集ノ地域的公平ヲ重視シ、内地ニ在ル内地人ニ付キマシテハ、本籍地ニ於テ徵兵検査ヲ受ク

ル見込ノ人員ヲ基礎トシテ徵集兵員ヲ配賦シ、其ノ本籍地カラ全國同ジ比率デ現役兵又ハ第一補充兵ヲ徵集シ、且徵集順序モ必ズ之ヲ定メテ居ツタノデアリマスガ、軍要員ノ激増ニ伴ヒ、苟モ兵業ニ耐ヘル兵員ハ、現役兵ハ勿論補充兵モ、更ニ一部ノ國民兵迄モ、入營セシメラレテ居ルノデアリマス、軍トシテハ現ニ入營セル兵員ノ體力ノ強弱ヲ稠密ニ調查シ、體力ニ適應スル兵業ヲ課シ、而モ訓練ト保育トノ調和ヲ圖ルコトハ勿論デアリマスガ、徵集上ノ取扱トシテハ、從來ノヤウナ複雜ナ方法ヲ適當下セザルニ至リマシタノミナラズ、此ノ方法デハ、戰時下敏活ナル事務處理ニモ支障ヲ生ジマスノデ、實情ニ應ズル如ク之ヲ改ヌムトスルモノデアリマス、尙此ノ他ニ、兵役ノ外、臺灣ニ徵兵制ヲ施行セラレマシタノニ付キマシテ、内地人及朝鮮人ガ、臺灣人ノ家ニ入りマスコトニ付テ、今迄通リノ制限ガ必要デ無クナリマシタコトカラシテ、此ノ點ヲ共通法ニ所要ノ改正ヲ致サムトスルノデアリマス、陸軍次官ノ御説明ノ大要ハ只今申上げタ通リデゴザイマス、是ヨリ重要ナル質疑應答ニ付テ申上ゲマス、第一ハ教育ニ關スルコトデ、入營延期ニ關シマシテ學科目ニ付テ専色々研究ノ餘地ガアルノデハナイカト言フ御質問ニ對シマシテ、當局ヨリシテ、本決定ハ短時日ノ研究デ決メタカラシテ、將來或ハ實情ニ依ツテ之ヲ修正スルノ要ガアルカモ知レナイ、ソレニ付テハ十分研究ヲ進メル積リデアル、尙入營延

期ハ如何ナル學科目若シクハ種類ヲ豫定シテ居ラレルカト云フ質問ニ對シマシテ、當局ハ、醫科、理工科、及農藝化學科、林學科、其ノ他文理大、高等師範、師範學校、其ノ他教育者タルコトヲ義務トスル者ニ付テハ總テ入營延期ヲスル積リデアルト云フ御質問デゴザイマシタ、一委員ヨリシテ、文理大ノニハ教育者タル義務ヲ負ハシテナイガ之ニ付テハドウスル御考デアルカト云フ御質問ニ對シマシテ、文部當局ヨリハ、文理大ノ卒業者ニ對シマシテハ、就職義務ヲ將來謀スル考デアルト云フ御質問デゴザイマシタ、ソレカラ次ニ一委員ヨリシテ、女子ヲシテ男子ニ代ラスコトガ非常ニ多クナツテ來タガ、單ニ男子ノ代用タルノミナラズ、女子トシテハ女子ノ適性ニ合スル所ノ仕事ガアリ、從ツテ之ヲ選シテ學バス必要ガアルト思フガ、將來女子ノ爲ニ是等ノ學科ノ專門學校又ハ中等程度ノ學校ヲ、官立ニテ設ケル考ガアルカドウカト云フ御質問ニ對シマシテ、此ノ點ニ付テハ、將來十分研究シテ必要ガアレバ實施スル積リデアル、尙附加ヘテ申シマスノニハニ是等ノ專門學校又ハ中等程度ノ特殊ノ學校ニ於テモ、ソレ等ノ單ナル職業教育デハナク、帝國ノ女子トシテ所要ノ教養ニ付テハ十分は加ヘテ教育スル積リデアルト云フ御質問デゴザイマシテ、青年學校ノ教育ニ於テ、只今軍需生產ノ增强ガ頻リニ叫バレテ居ル際ニ、尚モット有效適切ナル教育方法ガアリハシナカト云フ質問ニ對シマシテ、政府當局ハ、是等ノ教育ハ成ルベク職場ニ即應シテ、教室ノ教育ヲ出來ルダケ少クシテ實地ニ於テ教育スル積リデアル、ソレニ付テハ既ニ實施スベキ趣旨ヲ以テヤツテ居ルト云フコト

ヲ御質問ニ對シマシテ、次ニ一委員ヨリシテ、入營延期ノ中ニ林學科ガ入ツテ居ルガ、シマシテ、徵兵検査ガ濟ミマスレバ兵役ガスルノ要ガアルカモ知レナイ、ソレニ付テハ十分研究ヲ進メル積リデアル、尙入營延

林學科ト云フモノハ實際軍ニ於テソレ程御
必要ナノカト云フ御質問ニ對シマシテ、當
局ヨリシテ、木材兵器ノ扱ヒニ付テ林學科
ノ者ガ必要デアル、現ニ相當數ノ林學科出
ノ者ヲ軍工廠、若シクハ其ノ他ニ場所ニ於テ、
技術將校若シクハ技師トシテ使ツテ居ルト
云フ御答デゴザイマシタ、次ニ一委員ヨリ
シテ、臺灣ニ於ケル徵兵制施行ニ關スル件
ニ付キマシテ、此ノ實施ハ何時カラヤルノ
ダト云フ御質問ニ對シマシテ、徵兵検査ハ
昭和二十年ノ六月、入營ハ同年ノ十二月ニ
行フノデアルト云フ御答デゴザイマシタ、
次ニ此ノ徵兵ニ關スル準備ハドウ言フ風ニ
爲スシテ居ルカト云フコトニ付キマシテ、臺
灣總督府ノ當局ハ、此ノ準備ト致シマシテ
ハ、明年度カラシテ臺灣ニ十八箇所ノ鍊成
所ヲ作ツテ、此處デ以テ皇民鍊成及徵兵ノ準
備ヲ進メル積リデアルト云フ御答デゴザイ
マシタ、次ニ少年志願兵ノコトニ付キマシ
テ、一營員ヨリ、陸海軍ニ於テ別々ニ少年
志願兵ヲ募集サレルノデ、之ガ爲ニ地方デ
ハ多少之ニ幾分カノ迷惑ヲ感ズル所ガアル
ガ、何トカナラヌモノカト云フ御質問ニ對
シマシテ、少年航空兵ハ將來益々是ハ擴充ス
ル積リデアルガ、之ニ關シテハ、只今ハ勿
迷惑ヲ掛ケルヤウナコトノナイヤウニ十分
テ緊密ニ連絡協議シテ、決シテ競争等ニ募
集スルト云フヤウナコトノナク、地方ニ御
外ニ、尙臺灣及朝鮮ニ於ケル徵兵ノ實狀ニ

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第一讀會
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ問
題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通
りデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナ
ケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第
二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌ
力

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵植村家治君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 直チニ本案ノ第二讀
會ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

――――――――――――――――――――――

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
トカ、其ノ他尙諸種ノ御質問ガゴザイマシタ
ガ、是等ハ總テ軍事上ノ機密トシテ速記ヲ
停止致シマシタ、内容ハ申上ゲルコトハ出
來マセス、以上ノ如ク御質問ガ終リマシテ、
續イテ討論ニ入り、何等御發言ガゴザイマ
セヌ、續イテ採決ニ移リマシタ處ガ、委員
會ハ全員一致可決ニ決シマシタ、之ヲ以テ
私ノ報告ヲ終リマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通り御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、是ニテ日程ハ終リマシタガ、衆議院ヨリ議案ノ送付ガアル筈デアリマスカラ、午後三時迄休憩致シマス

午後一時四十六分休憩

午後三時二十三分開議

○議長(伯爵松平頼壽君) 報告ヲ致サセマス

〔寺光書記官朗讀〕

本日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ直ニ之ヲ衆議院ニ送付セリ

工業所有權法戰時特例案

兵役法中改正法律案

長ノ氏名左ノ如シ

委員長 子爵高橋 是賢君
副委員長 男爵久保田敬一君

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
裁判所構成法戰時特例中改正法律案可決
報告書
戰時民事特別法中改正法律案可決報告書
戰時刑事特別法中改正法律案可決報告書
本日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ
會計法戰時特例中改正法律案
帝國鐵道會計法中改正法律案
所得稅法及地租法中改正法律案
國有財產法中改正法律案
國債關係事務簡捷化ニ關スル法律案
國債關係事務簡捷化ニ關スル法律案
○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ休憩前ニ
引續キ會議ヲ開キマス、衆議院ヨリ送付セ
ラレマシタ政府提出ニ係ル會計法戰時特例
中改正法律案、帝國鐵道會計法中改正法律
案、所得稅法及地租法中改正法律案、國有
財產法中改正法律案、國債關係事務簡捷化
ニ關スル法律案、是等ノ五案ヲ此ノ際議事
日程ニ追加シ、一括シテ第一讀會ヲ開クコ
トニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認
メマス、谷口大藏次官
會計法戰時特例中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十八年十月二十七日
衆議院議長 岡田 忠彦
貴族院議長伯爵松平賴壽殿

會計法戰時特例中改正法律案

會計法戰時特例中左ノ通改正ス

第四條 大東亞戰爭ニ際シ補助ノ目的タル事業ノ進捗遲延其ノ他避クベカラザル事故ノ爲年度内ニ補助費ノ支出ヲ終ルコト能ハザリシトキハ豫算又ハ他ノ法律ニ定ムル場合ノ外之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第五條 大東亞戰爭ニ際シ政府ニ於テ賣買、貸借、請負其ノ他ノ契約ヲ爲サントスル場合ニ於テ國務大臣必要アリト認ムルトキハ會計法第三十一條ノ規定ニ拘ラズ指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ不動産賣拂ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 大東亞戰爭ニ際シ會計ニ關スル事務ノ簡捷ヲ圖ル爲必要アルトキハ一ノ會計又ハ勘定ニ屬スル特定ノ經費又ハ收入ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ會計又ハ勘定ニ屬セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リタル場合ニ於テハ豫算ノ定ムル所ニ依リ當該會計又ハ勘定ニ於テ必要ナル收支ノ調整ヲ爲スモ

ノトス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大東亞戰爭終了ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

帝國鐵道會計法中改正法律案

法律ニ定ムル場合ノ外之ヲ翌年度ニ繰

越シ使用スルコトヲ得

第五條 大東亞戰爭ニ際シ政府ニ於テ賣

買、貸借、請負其ノ他ノ契約ヲ爲サントス

ル場合ニ於テ國務大臣必要アリト認ム

ルトキハ會計法第三十一條ノ規定ニ拘

ラズ指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依

ルコトヲ得但シ不動産賣拂ニ付テハ此

ノ限ニ在ラズ

第六條 大東亞戰爭ニ際シ會計ニ關スル

事務ノ簡捷ヲ圖ル爲必要アルトキハ一

ノ會計又ハ勘定ニ屬スル特定ノ經費又

ハ收入ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ會

計又ハ勘定ニ屬セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リタル場合ニ於テハ豫

算ノ定ムル所ニ依リ當該會計又ハ勘定

間ニ於テ必要ナル收支ノ調整ヲ爲スモ

ノトス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大東亞戰爭終了ノ際ニ於テ必要ナル經過

規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年十月二十七日

貴族院議長 岡田 忠彦

衆議院議長 伯爵松平賴壽殿

帝國鐵道會計法中左ノ通改正ス

帝國鐵道會計法中改正法律案

鐵道、軌道其ノ他陸運、陸運ノ用ニ供スル機械器具ノ製造（自動車ノ製造ヲ除ク）、修理其ノ他ノ事業及倉庫營業（臨港倉庫ニ係ルモノヲ除ク）ニ關スル監督、助成及統制ニ要スル諸費用ハ本會計ノ負擔トシ収益勘定ノ歲出トス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

所得稅法及地租法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年十月二十七日

貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

衆議院議長 岡田 忠彦

國有財產法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年十月二十七日

貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

衆議院議長 岡田 忠彦

國有財產法中左ノ通改正ス

第二十九條ノ二 第二十六條第二項ノ規定ハ大東亞戰爭中及其ノ終了後一年間

ニ同條第一項ノ規定ニ依リ帝國議會ニ

報告スル國有財產增減總計算書又ハ國

有財產現在額總計算書ニ付テハ之ヲ適

用セス

加フ

附 則

ハ其ノ支拂ヲ受ケタル時ニ於ケル稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

昭和十八年十月二十七日

貴族院議長 岡田 忠彦

衆議院議長 伯爵松平賴壽殿

地租法中左ノ通改正ス

地租法中改正法律案

田畠ニ付テハ翌年以降第一項ノ規定ニ依ル申請ヲ爲スコトヲ要セズ

附 則

本法ハ昭和十八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

田畠ニ付テハ翌年以降第一項ノ規定ニ依ル申請ヲ爲スコトヲ要セズ

附 則

本法ハ昭和十八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

國有財產法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年十月二十七日

貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

衆議院議長 岡田 忠彦

國有財產法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年十月二十七日

貴族院議長 伯爵松平賴壽殿

衆議院議長 岡田 忠彦

國有財產法中左ノ通改正ス

第二十九條ノ二 第二十六條第二項ノ規定ハ大東亞戰爭中及其ノ終了後一年間

ニ同條第一項ノ規定ニ依リ帝國議會ニ

報告スル國有財產增減總計算書又ハ國

有財產現在額總計算書ニ付テハ之ヲ適

用セス

附 則

國債關係事務簡捷化ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年十月二十七日

貴族院議長 岡田 忠彦

衆議院議長 伯爵松平賴壽殿

國債關係事務簡捷化ニ關スル法律案

第一條 明治三十九年法律第三十四號中左ノ通改正ス

第二條 國債ノ元利金ニ付テハ其ノ消滅時效完成シタル場合ニ於テモ當分ノ内之ガ支拂ヲ爲スコトヲ得

第三條 昭和十五年法律第六十九號中左ノ通改正ス

第二條 國債ノ元利金ニ付テハ其ノ消滅時效完成シタル場合ニ於テモ當分ノ内之ガ支拂ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國債關係事務簡捷化ニ關スル法律案

第一條 國債ノ元利金ニ付テハ其ノ消滅時效完成シタル場合ニ於テモ當分ノ内之ガ支拂ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

革、行政事務ノ簡素化、其ノ他戰時下緊要ナル各般ノ施策ニ付キマシテ、著々其ノ具體化ヲ取急イデ居ルノデアリマス、會計法戰時特例中改正法律案外四件ノ法律案モ、亦悉ク右ノ趣旨ニ出ヅルモノデアリマシテ、會計ニ關スル事務ノ外、大藏省關係事務ノ一部ニ付キマシテ、其ノ徹底的簡捷化ヲ圖リ、以テ決戰行政遂行ノ要請ニ應ヘムトスルモノデアリマス、先づ會計法戰時特例中改正法律案ニ付キマシテ御説明致シマス、政府ハ昭和十二年以來法律及勅令ノ改正ニ依リ會計法及會計規則等ノ特例ヲ設ケ、資金前渡、前金拂、概算拂又ハ隨意契約ヲ爲シ得ル範圍ヲ擴メマルス等、戰時ノ實狀ニ即シマシタル各般ノ措置ヲ講ジテ參タノデアリマスルガ、現下ノ時局ニ顧ミ必要ナル措置ト致シマシテ、更ニ會計事務ノ簡捷化ヲ圖ルコト致シタノデアリマス、而シテ此ノ際特ニ其ノ必要アリト認メラレマスル補助費定額ノ繰越、指名競争契約若シクハ隨意契約ヲ爲シ得ル場合ノ範圍ノ擴張、又ハ會計事務ノ簡捷ヲ圖ル爲ノ會計間ノ關正ヲ必要ト致シマスルノデ、本法律案ヲ提出致シマシタ次第アリマス、次ニ帝國鐵道會計法中改正法律案ニ付キマシテ説明致シマス、從來商工大臣ノ管理ニ屬シテ居リマシタル陸運ノ用ニ供スル車輛、其ノ他ノ機械器具ノ製造、修理其ノ他ノ事業ニ關スル監督等ノ事務、及ビ倉庫營業ニ關スル監督等ノ事務ハ、自動車ノ製造ニ關スルモノ

ヲ除クノ外、今回新タニ設置セラレマスル
運輸通信省ニ於テ之ヲ行フコト相成リマ
シタル處、是等ノ事務ノ執行ニ必要ナル諸
費用ハ、從來鐵道、軌道其ノ他陸運ニ關ス
ル監督等ノ諸費用ヲ、帝國鐵道特別會計ニ
所屬セシメテ居リマスルノト同様ノ取扱ト
致シマスルノヲ適當ト存ゼラル、ノデアリ
マス、而シテ之ガ爲ニハ、現行ノ帝國鐵道
會計法中改正ヲ行フ必要ガアリマスノデ、
本法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、
次ニ所得稅法及地租法中改正法律案ニ付キ
マシテ御説明致シマス、國內決戰態勢ノ強
化ノ爲、各般ノ行政ニ瓦リマシテ、其ノ簡
捷化ヲ圖ルコトハ愈々緊切ノ度ヲ増シテ參リ
マシタノニ伴ヒマシテ、稅務行政ニ付キマ
シテモ出來得ル限り之ヲ簡素化シ、人的及
物的資源ノ節減ヲ圖ルコトト致シタノデア
リマス、先づ所稅ニ付テデアリマスルガ、從
來甲種ノ配當利子所得ニ付キマシテハ、總テ
支拂期日又ハ支拂ノ確定致シマシタ日ニ於
ケル稅率ニ依リ、分類所得稅ヲ徵收シ來タ
ノデアリマス、是ハ稅率ノ改正アル毎ニ、
新稅率ニ依ルモノト舊稅率ニ依ルモノトヲ
區別シテ徵稅スルコトナリマスル關係上、
特ニ公社債ニ付キマシテハ利子ノ受領ヲ遲
延致スモノモアリマスルノデ、此ノ場合ニ
於キマシテハ、徵稅事務ハ極メテ煩雜トナ
ルヲ免レナイノデアリマス、今回之ヲ改正
ル時ニ於ケル稅率ニ依リ課稅スルコトト致

シタノデアリマス、次ニ地租法ニ付キマシテハ、二ツノ點ニ付キマシテ簡易化スルコトト致シタノデアリマス、第一ハ、田租ノ納期ハ現在一月及三月ノ二回トナツテ居ルノデアリマスルガ、之ヲ一月一回トシ、以テ納稅上及徵稅上ノ手數ヲ省略スルコトト致シマシタ、第二ハ農耕地免租ニ關スル申請ハ、現在ハ毎年之ヲ提出スルヲ要スルコトトナツテ居ルノデアリマスガ、同一田畠ニ付キマシテハ一回提出スレバ重ネテ之ヲ要セザルコトニ改正セムトスルノデアリマス、次ニ國有財產法中改正法律案ニ付キマシテ説明ヲ致シマス、本法案モ亦國內決斷態勢ノ強化ノ爲國有財產ニ關スル事務ノ簡捷化ヲ圖ルト共ニ、資材ノ節約ヲ圖ラムトスルモノニアリマス、現行ノ國有財產法ニ依リマスレバ、各會計年度間ニ於ケル國有財產増減總計算書又ハ毎年三月三十一日現在ノ國有財產現在額總計算書ヲ帝國議會ニ報告致シマスル際ニハ、ソレドヽ各省ノ國有財產增減報告書又ハ國有財產現在額報告書ヲ添付スルコトニ相成ツテ居ルノデアリマスルガ、之ガ調製ノ爲ニハ多大ノ人手ト資材トヲ要スルノデアリマス、仍テ茲ニ國有財產法ヲ改正シ、大東亞戰爭中及其ノ終了後一年間ヲ限リマシテ、是等各省ノ報告書ハ之ヲ添付スルコトヲ要セザルコトト致シタ次第デアリマス、次ニ國債關係事務簡捷化ニ關スル法律案ニ付キマシテ説明シマス、本法案ハ、國債關係事務ニ於キマシテモ極力其ノ手續ヲ簡捷化シ、併セテ國債消化ニ資セムトスルモ

ノデアリマス、從來登錄國債ニ對シマシテ
ハ、債權者ノ請求ガアリマスル場合ニハ、
記名證券ヲ發行スルコトナッテ居ルノデア
リマスルガ、之ヲ發行スルノ必要性ハ乏シ
イノデアリマスルカラ、此ノ際記名證券
ノ發行ニ伴フ諸種ノ事務ヲ簡捷化スル
爲、之ガ發行ヲ廢止スルヲ適當ト認メ
タノデアリマス、又國債ノ元利金ニ付
キマシテハ、從來時效完成シタル場合
ニ於テハ之ガ支拂ヲ爲サザル取扱ヲシ
テ參ツテ居リマスルガ、消滅時效完成ノ
有無ヲ一々調査スルノ煩ヲ除キ、以テ國
般當分ノ内、有ラユル國債ノ元利金ニ付テ
債元利拂事務ノ簡捷化ヲ圖ル等ノ爲、今
ハ、消滅時效完成シタル場合ニ於キマシテ
モ、之ヲ支拂ヒ得ルコトト致サムトスルノ
デアリマス、最後ニ大東亞戰爭ニ關スル一
時賜金公債ハ、從來之ヲ登錄國債トシタル
上、記名證券ヲ發行交付シテ居ルノデアリ
マスルガ、記名證券ノ印刷發行及ビ交付ニ
ハ、相當ノ人員手數ヲ要シマスルノデ、之ガ
發行交付ニ關スル事務ヲ簡捷化シ、旁々大
東亞戰爭ニ關スル一時賜金公債ノ交付ヲ簡
易迅速ニ行ヒ得マスルヤウ、之ヲ無記名證
券ヲ以テ發行交付シ得ルコトト致サムトス
ルノデアリマス、以上五件ノ法律案ニ關シ
マシテハ、何卒御審議ノ上速カニ御協贊ヲ
與ヘラレムコトヲ希望致シマス

ノ内容ガ單純デ且犯罪ノ成立が明白ナル場
合ニ於キマシテハ、略式命令ヲ以テ一年以
下ノ懲役若シクハ禁錮又ハ拘留ノ刑ヲ科シ、
更ニ竊盜、戰時住居侵入、常習賭博ト云フ
ヤウナ特殊ノ罪ニ付キマシテモ、同様ノ條
件ニアル時ハ三年以下ノ懲役ヲ科シ得ルコ
トト致シタノデアリマス、其ノ他刑事手續ノ
簡易化ヲ圖ル爲ニ、公判調書ニ訊問供述ヲ
記載スル場合ニハ其ノ要領ノミヲ明確ニス
ルコトニ止メルトカ、鑑定人ノ訊問ニ代ヘ
テ書面提出ヲナサシメルト云フヤウナ改正
ガナサレテアルノデアリマス、更ニ裁判所
構成法戰時特例ノ改正ニ伴ツテ必要ナル調整
ガ數點改正致サレテ居ルノデアリマス、質疑
應答ノ大要ヲ申述ベタクト存ジマスルガ、構
成法ニ付キマシテ、構成法ノ改正ニ依ツテ
訴訟物ノ價額ヲ二千圓ニシタガ、今日物價
ノ騰貴致シテ居ル時ニ於テ此ノ程度ヲ以テ適
當トスルカドウカ、其ノ標準ハ何ニ依ツカ、
ト云フノニ對シマシテハ、此ノ度ノ改正ニ依ツテ
控訴審ヲ省略シテ區裁判所ノ權限ヲ擴大シタ
ノデアルガ、之ヲ又餘ニ擴大スルト云フコトハ
止メテ、此ノ二千圓ノ程度ニ致シタノデアル、
又戰時下司法官モ手不足トナルコトデアルガ、
此ノ改正ガ圓滿ニ行ハレル爲ニハ、人員ノ
配置ガ必要デアルシ、殊ニ監督制事ニ付テ
ハ相當熟練者ノ配置ガ必要ト思ハレル、又
今日内政ノ根本改革が行ハレル時ニ當ツテ、
司法官ノ定期制ト云フコトハ是ハ施行後長
イ年月ヲ持ツテ居ルノデアルガ、是ハ輕率ニ
動カスベカラザルモノト思フガ、之ニ對ス

ル政府ノ所見ハドウデアルカト云フノニシマシテ、人員ノ補充ニ付テハ今日差支ハナイガ、此ノ法案ノ實施ニ當ツテハ十分配置ニ付テ遺憾ナカラシメル考デアル、又區裁判所ノ權限ガ擴張致サレルノデアルカラシテ、従ツテ監督判事ノ人選ニ付テハ特ニ練達ノ士ヲ配置スル考デアル、又定期制ニ付キマシテハ、是ハ多年ノ研究ノ結果創設セラレタモノニアツテ、職掌ノ性質其ノ他ノ點カラ見マシテ根本的ニ重要ナ問題デアルカラシテ、今日現行制度ノ儘存置シテ行キタイ考デアルト云フ答辯デアリマシタ、又民刑ヲ通ジテ三審制度ヲ二審ニセムトスルト云フコトハ、我ガ國司法制度ノ劃期的ノ變更デアル、斯クノ如キ重大ナル法律案ヲ、此ノ短期デアル所ノ臨時議會ニ提出セシ其ノ理由ハドウ云フ理由デアルカ、之ニ對シマシテ、戰爭ハ益々熾烈ヲ極メ、空襲等ノ危險モ考ヘナケレバナラナイノデアルカラ、萬一ノ場合、交通其ノ他ノコトモ考ヘ、司法裁判ニ關シテ地方的ニ分布處理ノ出來ルヤウニ致シテ、又事件處理ヲ出來得ル限リ短クスル爲ニ其ノ用意が必要デアルノデアル、又會期ヲ短期ニ奏請致シタコトハ、今日緊迫セル情勢ニ鑑ミ短クスベキモノト考ヘタ次第デアルト云フ答辯ガアツタノデアリマス、更ニ裁判ノ三審制ト云フコトハ、是ハ司法ノ大原則トシテ、民人ノ權利義務ノ上ニ重大ナル影響ヲ及スコトデアルカラシテ、此ノ大原則ヲ變更スルト云フコトハ誠ニ重大ナ問題デアルカラシテ、大東

亞戰爭終了後ニ於テハ三審制度ニ復スル考
デアルカドウカト云フ間ニ對シマシテ、政
府ニ於テモ、三審制度ハ司法制度ノ原則デ
アルコトハ勿論デアル、今回ノ處置ハ戰争
目的遂行ノ爲ノ處置デアルカラシテ、戰争
終了ノ場合ニ於テハ、原則トシテ元ニ復ス
ル考デアルト云フ答辯デアリマシタ、次ニ
戰時民事特別法中ノ法案ニ對スル質問ニ付
キマシテハ、事實ノ誤認ニ關シテモ上告ヲ
爲スコトヲ得ルコトトシテ、原裁判ガ大キ
ナ誤リヲ爲シタコトヲ見出シタ時ハ、原審
ヲ是正スルト云フコトハ是ハ尤モナコトデ
アルガ、事實ノ誤認ト云フコトヲ上告理由
トスルノハドウカト思フ、之ニ對シマシテ、
上告審ガ原則トシテ法律審デアルベキハ、
サウデアルガ、實績ヲ見ルト良好ナ成績ヲ
舉ゲテ居リ、又裁判ハ事實ノ認定ガ根柢デ
アルカラシテ強テ惡イトハ思ハナイ、二審
制ニスル以上、刑事ト歩調ヲ合セテ民事デ
モ事實審ヲ行フコトヲ適當ト考へル、又現在
ニ事實ノ誤認ヲ上告ノ理由ト致シ、且上告
審ニ於ケル事實審理ヲ認メル理由ハドウカ
理ヲ認メテ居ナイノニ拘ラズ、今回全面的
ト云フ質問ニ對シマシテ、現在之ヲ認メテ
居ナイノハ、事件ノ種類ヨリ見テ事案簡單
ナルガ爲ニ斯カル制度ヲ認メル必要ガナ
イカラデアル、今回全部ノ民事訴訟ニ付テ
二審制ヲ採用シタノデアルカラシテ、之ニ
對應シテ全部ノ訴訟ニ付テ事實ノ誤認ヲ上
告ノ理由トシテ上告審ノ事實審理ヲ爲ス途

ト云フモノが眞ニ大切デアルト云フコトニ
深ク留意ヲ致シテ萬遠算ナキコトヲ期セラ
レタク、又治安保持ニ付テハ、現下決戦態
勢下ニ於テ、國內治安ニ付テ特ニ深甚ノ注
意ヲ望ムト云フヤウナ御賛見ガアツタノデ
アリマス、討論ヲ終リマシテ、採決ヲ致シ
マシ結果、三案トモ原案通り可決スヘキ
モノト決定致シタ次第アリマス、以上御
報告ヲ申上ダマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御發言モナ
ケレバ、三案ノ採決ヲ致シマス、三案ノ第
二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌ
カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 三案ノ第三讀會
ヲ開キマス、三案全部、第二讀會ノ決議通
リデ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス、議事ノ都合ニ依リマシテ午後五時
迄休憩ヲ致シマス

○子爵植村家治君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 三案ノ第二讀會
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ問
題ニ供シマス、三案全部、委員長ノ報告通
リデ御異議ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 三案ノ第一讀會
ハ直ニ之ヲ衆議院ニ送付セリ

本日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案
裁判所構成法戰時特別法中改正法律案
戰時民事特別法中改正法律案
戰時刑事特別法中改正法律案

引續キ會議ヲ開キマス、此ノ際、防空法中
改正法律案ヲ議事日程ニ追加シ、第一讀會
ノ續ヲ開キ、委員長ノ報告ヲ求メタイト存
ジマス、御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第二讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス

デアルカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ、配給組織ハ、食糧營團ノ中ニ食糧國防團ガアツテ、有ラユル配給上ノ用意、設備ヲ致シテ居ル、殊ニ警視廳當局ガ之ニ協力ヲシテ居ル譯デアル、從ツテ十分ニ危急ノ場合ニ處置スルコトガ出來ルト云フ答辯デゴザイマシタ、其ノ次ニ或委員カラ、防衛ハ先づ各個人ガ自ラ護ルコトガ一番宜イノデアル、即チ各家庭ノ食糧保管ニ付テハ準備ガアルコトガ必要デアルガ、此ノ家庭ノ準備ニ付テ政府ハ如何ナル所見ヲ持ツテ居ルカト云フ質問ニ對シマシテ、政府當局カラハ、非常ノ用意ヲナスコトニ付テハ誠ニ結構デアルガ、是ガ極端ニ、所謂貢潤メニ陥ツテ食糧ヲ死藏スルガ如キ弊ニ陥ラザルコトヲ要スルノデアルト云フ説明デゴザイマシタ、其ノ次ニ他ノ委員カラ、分散疎開ノ程度ハドウ云フ程度デアルカ、人ハ容易ニ住居ヲ變ヘルコトニハ幾多ノ困難ヲ伴フデアラウ、又其ノ人心ニ及ス影響モ少クナイカラシテ、慎重ナル注意ヲ要スルノデアル、殊ニ家族制度ノ尊重ト云フコトガ、人口疎開ニ依ツテ損ハレルコトニナッテ如何デアラウカト思ハレル、之ニ對シマシテハ政府ハ、轉居或ハ驛出ニ付キマシテハ、成ルベク一戸ガ其ノ儘轉ジテ行クコトヲ理想トシテ居ル、若シ全戸ガ轉ジ得ナイ場合ニハ、緣故者ノ家ヲ逃ツテ轉居セシメ、極力家族制度ノ良習ヲ傷ケザラムコトヲ企圖シテ居ル、其ノ他轉職者、兒童生徒ノ轉入學等ニ付テモ、十分世話ラスル考デアルト云フコトデ

ゴザイマシタ、更ニ他ノ委員カラ、本法ハ私有財産ニ付キテモ最モ強力ナル制限トナルノデアル、總動員法ガ既ニ所有權ニ對シテ大ナル制限ヲ加ヘテ居ルノデアルカラ、此ノ法案ハ、目下ノ決戦段階ニ於テハ固ヨリ必要デアルケレドモ、私有財產ガ憲法ニ於テ保障セラレテアルコトハ、國民生活ノ基礎タル點ニ於テ重大ナル意義ヲ持ッテ居ルノデアル、斯ク私有財產ノコトヲ申スケレドモ、此ノ私有財產ノ觀念ハ、歐米ノ流儀ノ意味ヲ以テ申スノデハナクシテ、天皇ノ統治シ給フ所ノ國土ニ在ル其ノ動産不動產ヲ、姑ク許サレテ臣下ガ私有シテ居ル點ニ於ケル日本ノ所有權觀念ヲ申スノデアル、サウデアレバコソ、此ノ法案ノ實施ノ曉ニ於テ、最モ慎重ナル、公正ナル運營ヲ要スルガ、政府當局ノ用意如何ト云フ質問デゴザリマシタ、之ニ對シマシテ政府ハ、誠ニ御同感デアツテ、此ノ適用ニ付テハ萬全ヲ期シテ居ル、尙苟モ私有財產ヲ否認スルガ如キ思想乃至ハ所謂私有財產奉還論ノ如キモノニ付テハ、十分當局トシテ取締ヲスル考デアル、ト云フ御答辯デアリマシタ、尙本法ノ適用ハ、戰時、事變ト明記シテアルガ故ニ、法全體ノ性格トシテハ此ノ限度ニ限局サレテ居ルノデアル、從ツテ空襲狀態ニ在ツテハ、努メテ強制ノ部面ヲ少クシテ、能ク國民ヲ理解セシメルヤウニ運營ラスル考デアル、又防空ハ、空襲狀態ノ場合バカリデナク、平時ニ於テ國土計畫、都市計畫等ニ基準シテ行ハレルモノデアルカラ、其

ノ來ルベキ時、事變ヲ豫想シテ、事前ニ
著手スルコトヲ要スル次第アルカラ、此
ノ點ニ付テモ十分ノ考慮ヲ以テ實施スベ、キ
考デアルト云フ答辯デゴザイマシタ、更ニ
他ノ委員カラ、本法ハ既ニ二回ノ改正ヲ經
テ、民防空トシテ現狀ニ適應セシタヨウト
スルモノデアルガ、果シテ此ノ程度ニ於テ
十分ナリヤ否ヤト云フ質問ニ對シマシテ、
政府ハ、相手ガ敵ノ空軍力デアルカラ、將來ノ
變化ガ如何ニアルカハ必ズシモ豫測出來ナ
イガ、大體今日ノ改正法案ヲ以テ國土防衛
ニハ完全デアルト思ハレルト云フ答辯デゴ
ザイマシタ、又他ノ委員カラ、本法ハ戰鬪法
規デアル、從ツテ法律トシテ最モ彈發力ヲ
必要トスル、施行ニ對シテモ獨斷專行ヲ禁
スルノデアル、此ノ法ニ依ル組織ハ、果シ
テ完全デアリ運用ニ十分ニ適應スルカドウ
カト云フ質問ニ對シマシテハ、當局ハ、
萬全ヲ期シテ、殊ニ民防空ト軍防空トノ
兩面ニ於テ緊密ナル連繫ヲ致シ、協力シテ
時勢ノ要求ニ應ズルバカリデナク、最近ニ
於テ此ノ連繫又運營ノ用意ガ躍進的ニ進歩
シテ居ルカラ、御安心ヲ願ヒタイト云フ答
辯デゴザイマシタ、更ニ他ノ委員カラ、防
空訓練ノ神聖、又統一ト云フコトヲ保ツ必
要ガアル、時ニハ是ガ極端ニ趣シテ人民ノ迷
惑ガ多アアルト云フコトニ付テ、政府ノ所見
ヲ求メラレマシタニ對シマシテ、政府ハ、
訓練計畫ヲ中央デ作ツテ、地方ニハ警察署長
ヲ之ニ當ラシメテ、尙都市以外ノ所ニハ、
山林防空、農村防空等ニ付テモ準備ヲシテ

居ル譯デアル、從テ時ニ官廳方面ノ指令ニ依ラナイ防空演習等ニ於テ、行過ギ或ハシクナイ所モアルケレドモ、漸次サウ云フコトモノハ是正サレルモノト考ヘルト云フコトデゴザイマシタ、更ニ他ノ委員カラ、民、軍防空ノ下ニ、防空長官ヲ内務省ニ置イテ、總テノ防空事務ヲ總括セムトスルガ如キ、新組織ガアルヤニ承ルガ、其ノ狀態ハ如何デアルカト云フ問ニ對シマシテ、政府當局ハ、只今組織ニ付テハ發表ノ時期尙早シトスルト云フ答辯デアリマシタ、更ニ他ノ委員カラ、空襲ノ避難ニ付テ、省線及省線ニ連結スル所ノ他ノ鐵道線路等ノ連絡ガ甚ダ不便デアル、斯クノ如キコトハ今後ニ於テ、政府當局ハ、此ノ問題ハ廳テ運輸通商大臣ノ所管ノ事項トシテ考究セラレルデアリマシタ、更ニ他ノ委員カラ、乳幼兒妊娠産婦等ガ、疎開ノ爲チ引替フシテ、防空業務ノ計畫ヲ施行スル考デアルト云フコトデアリマシタ、又現ニ防空施設トシテ、所謂轉換即テ、政府當局ハ、非常營養其ノ他ニ付テ注意ヲ要スルト思フ、若シ此ノ注意ヲ怠ルニ於テハ、人口問題ニ關スル將來大キナ手違ヒガ生ジハシナイカト云フ質問ニ對シマシテ、ナル保育ラヨヘルコトガ考慮セラルベキデアルガ、今日ニ於テハ未ダ十分ニサウ云フ既テ、斯クノ如キ人々ノ移轉ニ用意ヲシテ十分ニ手ガ届カナイカラ、矢張リ緣故者竝ニ適當

ナル保護者ヲ持ツ所ニ疎闊セシメルコトニシナケレバナルマイト思フ、此ノ點ハ厚生省ト打合セテ十分質問者ノ意圖ニ副フヤウニシ、又食糧住宅等ニ付テモ、不良ナルモノノナイヤウニ注意ヲ要スト云フ答辯デゴザイマシタ、其ノ他防空訓練ニ付テ色々事故其ノ外ガアルガ、此ノ點ニ付テハドウ云フ風ニ考ヘラレルカト云フ點ニ對シマシテハ、政府當局ハ、何ト云ツテモ防空訓練ハ實戰的デナケレバナラナイ、從ツテ激シイ訓練ヲ致スカラ、時ニサウ云フ事故モ生ズルデアラウガ精々注意ヲ致シマスト云フ答辯デゴザイマシタ、更ニ法文ニ聯關致シマシテ、補助金ノ問題ノ質問ガゴザイマシタガ、轉換ノ意義ハ、或資材ヲ用ヒテ其ノ損失損害ヲ生ジタ品物ニ引換ヘルヤウナ方法ヲ意味スルノデアル、之ヲ例ヘバ水道、電氣、瓦斯等ノ施設ノ壞レタ場合ニ、之ヲ連結ニ依ツテ、他ノ同ジャウナ水道、瓦斯ノ道ト連絡セシメルコトニ依ツテ、相互相通ズルヤウニ計畫スルヤウナコトヲ意味スルノデアツテ、所謂切換ヲスル意味デアル、斯ウ云フ説明ガゴザイマシタ、斯ク致シマシテ質問ヲ終リマシテ、討論ニ入りマシタ、一委員カラ次ノ如キ發言ガゴザイマシタ、我ガ國ノ防空法制定後既ニ六年ヲ経テ、二回目ノ本改正ヲ經レバ、過去ニ於ケル脆弱視サレタ所ノ防空タノデアルカラ、之ヲ以テ十分ニ防衛ノ目的ヲ達シ得ルモノト思ハレル、即チ換言ス事業ハ漸ク改善セラレテ、國民ノ訓練、心懸ケ愈、進歩シテ、本法ノ實施ヲ時宜ニ適

スルヤウニ行ヒ、又革斷活用セシメタナラバ、必至ト言ハレル敵ノ本襲ニ對シテ憂フルニ足ルベキモノガナイト思フ、又所管大臣ガ之ニ對シテ十分ノ自信アル答辯ヲセラレタコトハ誠ニ欣快至極デアル、然ルニ世上ニ於テハ、我ガ國ノ建築家屋ノ構造ガ動モスレバ密集的デアルト云フ點カラ、或ハ悲觀ヨシ恐怖心ヲ持ツ者ガ無イコトモナイノデアルガ、本法ノ實施ノ曉ニ於テハ、必要

タ、以上ヲ以チマシテ討論ヲ終リマンシテ、
其ノ法案ノ可否ニ付テ決ヲ採リマシタ虚
ガ、全會一致シテ可決スベキモノト議決致
シタ次第アリマス、以上御報告ヲ終リマス
ス

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ科
議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト
リマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三二讀会
ヲ開キマス、本案全部、第二二讀會ノ決議
リテ御異議ゴザイマセヌカ

的デナケレバナラナイ、従ツテ激シイ訓練ヲ致スカラ、時ニサウ云フ事故モ生ズルデアラウガ精々注意ヲ致シマスト云フ答辯デゴザイマシタ、更ニ法文ニ聯關致シマシテ、補助金ノ問題ノ質問ガゴザイマシタガ、轉換ノ意義ハ、或資材ヲ用ヒテ其ノ損失損害ヲ生ジタ品物ニ引換ヘルヤウナ方法ヲ意味スルノ同ジヤウナ水道、瓦斯ノ道ト連絡セシメ施設ノ壞レタ場合ニ、之ヲ連結ニ依ッテ、他

ナル疎闊分散ニ依シテ著シク其ノ被害ヲ減少スルノミナラズ、其ノ上ニ財産物ノ配當宜シキヲ得タナラバ、一時ノ急ヲ免レルノミナラズ、隨時隨處ニ於テ必要ナル國力ノ建直シ、又戰力ノ保持モスルコトガ出來ルト思ハレル、我々ハ空襲ニ對シテ被害ノ極減ニ努メルベキハ勿論デアルケレドモ、徒ニ不安ノ念ニ驅ラレテハ斷ジテナラナイ、寧ロ進ンデ官民一致協力シテ本法ノ實施ヲ的確ナラシメ、防空鐵壁ノ完成ヲ心懸ケキ

○議長（伯爵松平頼義君）「ト呼フ者アリ」
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵植村家治君 贅成

○議長（伯爵松平頼義君） 西大路子爵ノ勅
議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長（伯爵松平頼義君） 御異議ナイト認
メマス

〔異議ナシト呼バ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイトコ
メマス、議事ノ都合上午後八時迄休憩ヲ致
シマス

午後五時三十六分休憩

午後八時七分開議

○議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセ

ス

ルコトニ依ッテ、相互相通ズルヤウニ計畫ス
ルヤウナコトヲ意味スルノデアツテ、所謂切
換ヲスル意味デアル、斯ウ云フ説明ガゴザ
イマシタ、斯ク致シマシテ質問ヲ終リマシ
テ、討論ニ入リマシタ、一委員カラ次ノ如
キ發言ガゴザイマシタ、我ガ國ノ防空法剤

モノニアアル、又要スレバ戒嚴令下ニ於テ軍民防衛ノ一體化モ想像セラレルノデアツテ、斯クノ如ク用意セラレル時ニ、敵ノ空襲企圖ト云フモノハ我ガ本土ヲ決シテ容易ク侵スペキモノデハナイト思フ、此ノ點ニ於テ非常ニ安全感ヲ持ツモノニアル、此ノ趣旨

○議長(伯爵松平頼義君) 本案ノ第一讀會
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ問
題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通
リテ御異議ハゴザイマセカ

本日會計法戰時特例中改正法律案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左記
如シ

委員長 男爵深尾隆太郎	副委員長 子爵裏松 友光平
ヨリ左ノ議案ヲ受領セリ	ヨリ左ノ議案ヲ受領セリ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

- 議長(伯爵松平龍壽君) 御異議ナイト認
メマス
- 子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二請
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
- 子爵植村家治君 贊成

衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召集
中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノノ補
闕及復職ニ關スル法律案
昭和十三年法律第八十四號中改正法律案
軍需會社法案

○議長(伯爵松平頼壽君) 是ヨリ會議ヲ開

キマス、只今國務大臣ガマダ見エマセヌカ

ラ、暫ク御待チヲ願ヒマス、衆議院ヨリ送

付セラレマシタ政府提出ニ係ル軍需會社法

案ヲ、此ノ際議事日程ニ追加シ、第一讀會

ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
メマス、東條商工大臣

軍需會社法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年十月二十七日

衆議院議長 岡田 忠彦

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

軍需會社法案

第一條 本法ハ兵器、航空機、艦船等重
要軍需品其ノ他軍需物資ノ生産、加工
及修理ヲ爲ス事業其ノ他軍需ノ充足上
必要ナル事業ニ付其ノ經營ノ本義ヲ明
ニシ其ノ運營ヲ強力ナラシメ以テ戰力
ノ増強ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ軍需會社トハ兵器、
航空機、艦船等重要軍需品其ノ他軍需
物資ノ生産、加工及修理ヲ爲ス事業、以
下軍需事業ト稱ス) ノ營ム會社ニシテ
政府ノ指定スルモノヲ謂フ

軍需事業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 軍需會社ハ戰力增强ノ國家要請
ニ應ヘ全力ヲ發揮シ責任ヲ以テ軍需事
業ノ遂行ニ當ルベシ

第四條 軍需會社ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ、暫ク御待チヲ願ヒマス、衆議院ヨリ送
付セラレマシタ政府提出ニ係ル軍需會社法
案ヲ、此ノ際議事日程ニ追加シ、第一讀會
ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

リ生産責任者ヲ選任スベシ

軍需會社生産責任者ヲ選任セザルトキ
ハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ軍需會社
任者ヲ任命スルコトヲ得

生産責任者ハ政府ニ對シ軍需會社ノ責
務遂行ニ關シ會社ヲ代表シテ其ノ責ニ
任ズルモノトス

生産責任者ノ會社ノ代表及業務執行並
ニ之ニ伴フ事項ニ關シ必要ナル事項ハ
勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需會社選任又ハ任命セラレタル生産
責任者ヲ解任セントスル場合ニ於テハ
政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ解
任ハ效力ヲ生ゼズ

政府生産責任者ヲ不適任ト認ムルトキ
ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第五條 生産責任者ハ本店又ハ軍需事業
ヲ營ム工場若ハ事業場ニ於ケル業務ニ
關シ生産擔當者ヲ任命スルコトヲ得

生産擔當者ハ政府ニ對シ生産責任者ノ
指揮ニ從ヒテ擔當業務ヲ遂行スルノ責
ニ任ズルモノトス

政府ハ生産責任者ニ對シ生産擔當者ヲ
置クベキコト又ハ解任スベキコトヲ命
ぜルコトヲ得

第六條 生產擔當者ノ職務權限ニ關シ必要ナル
事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 軍需會社ノ職員其ノ他ノ從業者
ハ其ノ擔當業務ニ從事スル所ニ付生產責
任者及生產擔當者ノ指揮ニ從フベシ

第八條 政府ハ軍需會社ニ對シ期限、規

格、數量其ノ他必要ナル事項ヲ指定シ
軍需物資ノ生産、加工又ハ修理ヲ命ズ

ルコトヲ得

第九條 政府ハ軍需會社ニ對シ受注若ハ
發注、設備ノ新設、擴張若ハ改良、原

料若ハ材料ノ取得、使用、保管若ハ移
動、技術ノ改良若ハ公開、試驗研究其
ノ他事業ノ運營ニ關シ必要ナル命令ヲ

發シ若ハ處分ヲ爲シ又ハ政府ノ指定シ
タル事業以外ノ事業ヲ營ムコトヲ制限
若ハ禁止スルコトヲ得

第十條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍
需會社ニ對シ其ノ勤勞管理並ニ資金調
整及經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコ
トヲ得

第十一條 政府ハ軍需會社又ハ軍需事業
ノ遂行ニ關係アル者ニ對シ其ノ間ニ於
ケル軍需事業ノ遂行上必要ナル協力關
係ノ設定ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコ
トヲ得

第十二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ
軍需會社ニ對シ定款ノ變更、事業ノ委
託、受託、讓渡、讓受、廢止若ハ休止、
合併若ハ解散又ハ事業ニ屬スル設備若
ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分ニ關シ必要
ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府第八條、第九條、第十一
條及前條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ

爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムル
トキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍需會社
(第十一條ノ軍需事業ノ遂行ニ關係ア
ル者ヲ含ム)ニ對シ補助金ノ交付、損失
ノ補償又ハ利益ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第十四條 軍需會社ノ業務執行、株主總
會、社員總會及社債權者集會ノ招集及
決議其ノ他軍需會社ノ運營ニ關シテハ
他ノ法律ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別
段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 軍需會社ニ關シテハ必要アル
ノ他事業ノ運營ニ關シ必要ナル命令ヲ
締等ニ關スル法律ノ規定ニ付其ノ適用
ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クルコトヲ得

第十六條 政府ハ軍需會社ニ對シ監督上
必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコ
トヲ得

第十七條 政府ハ軍需會社ノ事業運營ニ
關シ考查ヲ爲スコトヲ得

前項ノ考查ニ關シ必要ナル事項ハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 政府ハ軍需會社ノ業務及財產
ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏
ヲシテ其ノ事務所、工場、事業場其ノ
他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿
書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢查セシム
ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢
検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ
示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十九條 政府ハ本法若ハ本法ニ基キテ
發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス命令若

ハ處分ノ效果ノ確保上支障アリト認ム
ルトキハ軍需會社ノ取締役若ハ監査役
ヲ解任シ又ハ業務ヲ執行スル社員ノ業
務執行權ヲ喪失セシムルコトヲ得

第二十條 生産責任者又ハ生産擔當者職
務ヲ懈リ其ノ責任ヲ果サザルトキハ之
ニ對シ左ノ懲戒ヲ行フコトヲ得

一 解任

二 謙責

懲戒ハ政府軍需生産責任審査會ノ議決
ニ依リ之ヲ行フ

軍需會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懲戒
解任ノ處分ヲ受ケタル生産責任者又ハ
生産擔當者取締役其ノ他ノ法人ノ業務
ヲ執行スル役員ナルトキハ之ヲ解任シ
又ハ業務執行權ヲ喪失セシメ其ノ他ノ
者ナルトキハ之ヲ解雇スベシ

軍需會社ハ政府ノ指示ニ從ヒ前項ノ規
定ニ該當スル者ニ對シ退職金ノ全部又
ハ一部ヲ支給スルコトヲ得ズ
軍需會社ハ政府ノ指示ニ從ヒ譴責ノ處
分ヲ受ケ其ノ情狀重キ者ニ對シ一定ノ
給與ヲ減ズベシ

懲戒ノ處分ハ之ヲ公示ス

軍需生産責任審査會ニ關スル規程ハ勅
令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人又ハ
軍需事業ニ關スル統制會若ハ統制會社
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懲戒解任ノ處
分ヲ受ケタル者ニシテ其ノ理事、取締
役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員
ハ命めノ定ムル所ニ依リ懲戒解任ノ處
分ヲ受ケタル者ニシテ其ノ理事、取締
役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員

タルモノヲ解任シ又ハ其ノ業務執行權

ヲ喪失セシムベシ但シ政府ノ許可ヲ受
ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人又ハ
軍需事業ニ關スル統制會若ハ統制會社

ハ懲戒解任ノ處分ヲ受ケタル者ヲ其ノ
軍需事業ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ二年間
理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員

ト爲スコトヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受
ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 軍需會社ノ職員其ノ他ノ從
業者故ナク生産責任者又ハ生産擔當者
ノ指揮ニ從ハザルトキハ之ニ對シ左ノ
懲戒ヲ行フコトヲ得

一 謙責

二 訓告

懲戒ハ政府生産責任者又ハ生産擔當者
ノ具狀ニ依リ之ヲ行フ

軍需會社ハ政府ノ指示ニ從ヒ譴責ノ處
分ヲ受ケ其ノ情狀重キ者ニ對シ一定ノ
給與ヲ減ジ及一定期間内昇給ヲ停止ス
ベシ

第二十二條 本法中必要ナル規定ハ勅令
ノ定ムル所ニ依リ軍需事業ヲ營ム者ニ
シテ會社以外ノモノ及軍需ノ充足上必
要ナル軍需事業以外ノ事業ヲ營ム會社
其ノ他ノ者ニ對シ之ヲ準用スルコトヲ
得

第二十三條 左ノ各號ノ一一該當スル者
ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰
金ニ處ス但シ情狀ニ因リ微役及罰金ヲ

併科スルコトヲ得

一 第九條ノ規定（前條ノ規定ニ依リ
準用スル場合ヲ含ム）ニ基キテ發ス
ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第十條ノ規定（前條ノ規定ニ依リ
準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル命令ニ
違反シタル者

三 第十一條ノ規定（前條ノ規定ニ依
リ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル命令ニ
違反シタル者

四 第十二條ノ規定（前條ノ規定ニ依
リ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル命令
ニ違反シタル者

五 第十四條 左ノ各號ノ一一該當スル者
ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

六 第十六條ノ規定（第二十二條ノ規
定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ基
キテ發スル命令又ハ同條ノ規定ニ依
ル處分ニ違反シタル者

七 第十八條第一項ノ規定（第二十二
條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含
ム）ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ
報告ヲ爲シタル者

八 第二十五條 第十八條第一項ノ規定（第
二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ
含ム）ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒
ミ、妨げ又ハ忌避シタル者ハ六月以下

其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第二十三
條又ハ第二十四條ノ違反行爲ヲ爲シタ
ルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人
又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

○國務大臣（東條英機君）只今議題トナリ
マシタ軍需會社法案ノ提案理由ヲ御説明申
上げマス、申上ゲル迄モナク、戰爭ノ様相ハ
時々刻々ニ苛烈ノ度ヲ加ヘツ、アルノデア
リマシテ、今ヤ各種ノ施策ハ總テ之ヲ完勝
ノ一點ニ集中致シマシテ、以テ聖戰目的ノ
完遂ヲ期セナケレバナラナイノデアリマス、
之ガ爲ニハ國力ヲ擧ガテ軍需生産ノ増強、
特ニ航空戰力ノ躍進的擴充ヲ最短期間ニ實
現スルコトガ、刻下最大ノ要請デアルノデア
リマス、而シテ軍需生産ノ急速増強ヲ圖リ
マスル爲、政府ニ於キマシテハ豫テヨリ銳
意各般ノ施策ヲ講ジツ、アルノデアリマス
ルガ、特ニ軍需生産其ノモノヲ擔當致シマ
スル企業ノ生産活動如何ガ、之ガ成否ノ鍵
ヲ握ツテ居ルノデアリマスルカラ、此ノ際は
等企業ヲシテ眞ニ國ニ殉ズル企業精神ヲ更
ニ昂揚シ、其ノ國家性ヲ經營上明確ナラシ
メ、生産責任體制ヲ確立致シマスルト共ニ、
企業ニ對シマスル行政運營ノ方法ヲ徹底的
ニ刷新シ、企業ヲシテ責任ヲ以テ國家所要
ノ生産増強ニ一意邁進セシムルヤウ、諸般ノ
體制ヲ整備スルコトガ極メテ緊要デアルト
信ズルノデアリマス、是レ本法案ヲ提出致

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔國務大臣東條英機君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（東條英機君）只今議題トナリ
マシタ軍需會社法案ノ提案理由ヲ御説明申
上げマス、申上ゲル迄モナク、戰爭ノ様相ハ
時々刻々ニ苛烈ノ度ヲ加ヘツ、アルノデア
リマシテ、今ヤ各種ノ施策ハ總テ之ヲ完勝
ノ一點ニ集中致シマシテ、以テ聖戰目的ノ
完遂ヲ期セナケレバナラナイノデアリマス、
之ガ爲ニハ國力ヲ擧ガテ軍需生産ノ増強、
特ニ航空戰力ノ躍進的擴充ヲ最短期間ニ實
現スルコトガ、刻下最大ノ要請デアルノデア
リマス、而シテ軍需生産ノ急速増強ヲ圖リ
マスル爲、政府ニ於キマシテハ豫テヨリ銳
意各般ノ施策ヲ講ジツ、アルノデアリマス
ルガ、特ニ軍需生産其ノモノヲ擔當致シマ
スル企業ノ生産活動如何ガ、之ガ成否ノ鍵
ヲ握ツテ居ルノデアリマスルカラ、此ノ際は
等企業ヲシテ眞ニ國ニ殉ズル企業精神ヲ更
ニ昂揚シ、其ノ國家性ヲ經營上明確ナラシ
メ、生産責任體制ヲ確立致シマスルト共ニ、
企業ニ對シマスル行政運營ノ方法ヲ徹底的
ニ刷新シ、企業ヲシテ責任ヲ以テ國家所要
ノ生産増強ニ一意邁進セシムルヤウ、諸般ノ
體制ヲ整備スルコトガ極メテ緊要デアルト
信ズルノデアリマス、是レ本法案ヲ提出致

シマシタル所以デアリマシテ、今其ノ骨子

ヲ要約シテ申述ベマスレバ、凡ソ次ノ三點

ニ歸著スルノデアリマス、即チ第一ニハ企

業精神ヲ昂揚シ企業ノ國家性ヲ運營上明確

ニ致スコトデアリマス、之ガ爲ニハ重要企

業ハ、戰力増強ノ國家要請ニ應ヘ、全力ヲ

發揮致シマシテ、責任ヲ以テ軍需事業ノ遂行

ニ當ルベキコトヲ法律上明カニ致シマスル

ト共ニ、重要企業ニ從事致シマスル所ノ役

職員其ノ他ノ從業者ハ、專心國家ニ奉仕シ、

苟モ懈怠アラバ國家ニ對シテ其ノ責ヲ負フ

ベキ旨ヲ明カニ致シマシテ、斯ク致シマシ

テ職務ノ國家性ヲ明確ニ致シタノデアリマ

ス、第二ニハ生産責任制ヲ確立スルコトデ

アリマス、企業ニ負託セラレタル國家的責

務ヲ具體的ニ完遂セシメマスル爲ニハ、責

任ヲ以テ之ガ遂行ノ任ニ當ルベキ生産責任

者ヲ定メ、責任ノ所在ヲ明確ニ致シタノデ

アリマス、而シテ生産責任者ノ任務遂行ヲ

確保致シマスル爲ニハ、之ニ對シテ企業ニ

ノ飛躍的ニ實現スル爲是ガ負託者タル企

業ノ有機的組織ヲ尊重シ、其ノ國家的責務

完遂ニ必要ナル體制ヲ整備セムトスルモノ

デアリマシテ、之ニ依リ企業内部ニ盛上ル

澎湃タル産業報國ノ精神ヲシテ、眞ニ效果

アラシメムトスルニ外ナラナイノデアリマ

ス、以上本法案提案ノ理由ヲ御説明申上げ

タノデアリマスガ、何卒御審議ノ上、速力

ニ御協賛アラムコトヲ切望致ス次第デアリ

マス

場事業場ノ生産現場ノ末端ニ至ル迄、企業

ノ國家性ヲ滲透セシメ、迅速果敢ナル生産

增强ヲ期シマスル爲、必要ニ應ジ是等ノ生

指導ノ下ニ明確簡素ナル命令系統ヲ確立ス

ルコトヲ意圖シテ居ルノデアリマス、第三

ニハ企業ニ對シマスル行政運營ノ方法ヲ刷

新スルコトデアリマス、生産責任制ヲ透徹

サセ、且其ノ效果ヲ強力ニ昂揚致シマス爲

ニハ、企業ニ對シマスル煩瑣ナル統制法令

及ビ取締法令等ノ適用ヲ、極力排除又ハ緩

和致シマスル外、現場處理ヲ適當トスル行

政事務ニ付キマシテハ、極力現場即決ヲ爲

シ得ルガ如ク措置致シマスルト共ニ、責任

生産ノ遂行ニ伴フ企業經理上ノ不安ヲ除去

シ、以テ生産責任者ヲシテ、一意生産ノ增

強ニ專念セシムルコト致シタノデアリマ

ス、以上申述ベマシタル所ガ本法案ノ骨子

デアリマスルガ、其ノ意圖致シマスル所ヘ、

飽ク迄モ現下時局ノ要請ニ基キ、戰力増強

ノ飛躍的ニ實現スル爲是ガ負託者タル企

業ノ有機的組織ヲ尊重シ、其ノ國家的責務

完遂ニ必要ナル體制ヲ整備セムトスルモノ

デアリマシテ、之ニ依リ企業内部ニ盛上ル

澎湃タル産業報國ノ精神ヲシテ、眞ニ效果

アラシメムトスルニ外ナラナイノデアリマ

ス、以上本法案提案ノ理由ヲ御説明申上げ

タノデアリマスガ、何卒御審議ノ上、速力

ニ御協賛アラムコトヲ切望致ス次第デアリ

マス

ルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認

メマス、只今、マダ國務大臣ガ見エラレマ

セヌカラ、少シ御待チヲ願ヒタウゴザイマ

ス、安藤内務大臣

ノノ補闕及復職ニ關スル法律案

衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召

集中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノ

ノ補闕及復職ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十八年十月二十七日

軍需會社法案特別委員

公爵島津 忠重君 侯爵西郷 従徳君

侯爵東郷 恵君 伯爵橋本 實斐君

子爵向山 均君 内田 重成君

小林 一三君 伍堂 卓雄君

松本 稔治君 男爵東郷 安君

村瀬 直養君 男爵安陽 保健君

旭君 男爵東郷 鐵吉君

春朝君 倉知 儀作君

子爵阪谷 希一君 岩田 宙造君

河西豊太郎君 佐藤助九郎君

中山 太一君 中野 敏雄君

竹内 可吉君 瀧川 儀作君

佐藤助九郎君

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

衆議院議長岡田 忠彦

衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召

集中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノ

ノ補闕及復職ニ關スル法律案

衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召

集中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノ

ノ補闕及復職ニ關スル法律案

衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召

集中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノ

ノ補闕及復職ニ關スル法律案

第一項ノ規定ハ本法施行前召集セラレタ

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

第一項ノ規定ハ本法施行前召集セラレタ
残任期間中ニ召集ヲ解除セラレタルトキ
ハ其ノ職ニ復ス

中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノ其ノ
法第七十九條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召集
セラレタルモノノ補闕及復職ニ關スル法律
案、是等ノ二案ヲ此ノ際議事日程ニ追加
シ、一括シテ第一讀會ヲ開クコトニ御異議

ニ依ル選舉會又ハ補闕選舉ニ關スル告示

同一趣旨ノ規定ガアリマスコトハ御承知ノ通リデアリマシテ、今回衆議院議員ニ付キマシテモ、是ト同様ノ措置ヲ講ゼムトスルニ外ナリマセヌ、次ニ昭和十三年法律第八十四號中改正法律案ニ付テ御説明申上ゲマス、今次ノ改正ハ地方議會ノ議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召集中ナルニ因リ其ノ職ヲ失フ場合ニ於ケル失職ノ手續竝ニ其ノ職ヲ失ヒタル者ノ補闕ニ關シ、必要ナル改正ヲ加ヘムトスルモノデゴザイマス、以下本案ノ内容ニ付キマシテ、其ノ主要ナル事項ヲ御説明申上ゲタイト存ジマス、第一ニ地方議會ノ議員ニ付キマシテハ、其ノ召集中ナルニ因リ失職スル場合ニハ、衆議院議員ニ於ケルト異リマシテ、一々當該地方議會ノ決定ヲ經ナケレバナラヌコトト相成ツテ居ルノデアリマスガ、召集中ト云フ事實ハ客觀的ニ明瞭ナル事柄デアリマスカラ、其ノ決定手續ヲ廢止スルコト致シマシタ、第二ニ地方議會ノ議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ應召中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノニ付キマシテハ、前ニ御説明致シマシタル衆議院議員ノ場合ト同様ノ趣旨ヲ以チマシテ、其ノ補闕ヲ行ハナイコトニ致シタル衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召集ノデアリマス、唯地方議會ニ付キマシテハ、衆議院ト異リ、數多キ地方議會ノ中ニハ、マスル場合モ、皆無トハ限ラレマセヌノデ、マスクノ如キ場合ヲ保障スル趣旨ヲ以チマシ

テ、議員ノ現在數ガ議員定數ノ三分ノ二ヲ割ルニ至ツタ場合ニ於キマシテハ、之ガ補闕ヲ行フコトニ致シタノデアリマス、其ノ他東京都制ノ施行ニ伴フ字句ノ整理等、規定ノ整備ヲ行ツテ居ルノデアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望致ス次第アリマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 別ニ御質疑ガナケレバ、兩案ノ審査ヲ付託スペキ特別委員ノ選舉ニ移リマス

○子爵戸澤正己君 只今上程セラレマンタ衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召集中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノノ補闕及復職ニ關スル法律案外一件ノ特別委員ノ數ヲ十二名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス
〔小野寺書記官朗讀〕

衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ召集中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノノ補闕及復職ニ關スル法律案外一件特別委員候爵徳川 賴貞君 伯爵徳川 宗敏君 子爵曾我 祐邦君 子爵松平 忠壽君 織田 萬君 男爵井上 清純君 男爵本多 政樹君 瓢 正雄君

松本 學君	水野甚次郎君
塩田 圓平君	秋田 三一君

○議長(伯爵松平頼壽君) 明日ハ午後二時ヨリ開會致シマス、議事日程ハ、決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後八時三十分散會